

令和5年
(2023年)
栃木県
実施要綱

年末の交通安全 県民総ぐるみ運動



実施期間

令和5(2023)年 12月11日(月)から
12月31日(日)までの21日間

交通安全
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー

マナーアップ! あなたが主役です



- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

統一行動日



12月13日(水)「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」推進強化の日
12月15日(金)「飲酒運転根絶」強化の日
12月18日(月)「自転車マナーアップ」強化の日
12月22日(金)「ライト4とハイビーム」強化の日

① こどもと高齢者の交通事故防止

- こどもや高齢者を交通事故から守る意識を高め、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。
- 高齢運転者の皆様は、身体機能の変化を認識して、安全運転を心掛け、運転に不安を感じたときは、家族と運転免許の自主返納について話し合いましょう。
- 信号は必ず守り、交差点や道路を横断するときは、左右の安全を確かめてから道路を渡りましょう。

「横断歩道は歩行者優先」もっと止まれる 栃木県!!

- 横断中または横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道等の前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。
- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して手を挙げるなど横断する意思を明確に伝え、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。



「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

- S E E**(発見する) → こどもや高齢者をいち早く**発見**する
- SLOW**(減速する) → こどもや高齢者を見たら**減速**する
- STOP**(停止する) → 危険を感じたら、すぐに**停止**する



主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

② 飲酒運転等の根絶

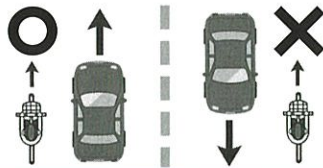
- 飲酒運転を絶対に「しない・させない」環境づくりに努め、飲酒運転を根絶しましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
 - お客さまが、車で来店したかどうかを確認しましょう。
 - 車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
 - 飲酒したお客さまには絶対に車を運転させないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
 - 前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器等で確認しましょう。
- 事業者の取組(道路交通法施行規則等の一部改正、令和5年12月1日施行)
 - 安全運転管理者は、運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行いましょう(義務)。
 - アルコール検知器を常時有効に保持する必要があります。



③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

「自転車安全利用五則」を守りましょう

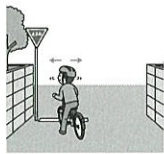
① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



※ただし、以下の場合、普通自転車は歩道を通行することができます

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合
- 運転者が下記の場合
 - ・13歳未満の子供
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・その他車道通行に支障がある方
- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合
 - ・道路工事等で通行が困難なとき
 - ・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用

ヘルメットをかぶり頭部を守りましょう(努力義務)。



特定小型原動機付自転車

【車体の大きさ】

長さ:190センチメートル以下 幅60センチメートル以下

【車体の構造】

- 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
- 走行中に最高速度を変更することができないこと。
- オートマチック・トランスミッション(AT)であること。
- 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること。 等

【運転者の年齢制限】

- ・ 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。

【乗車用ヘルメット】

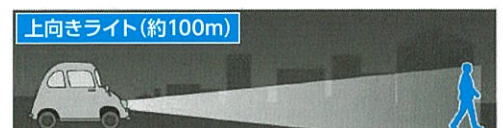
- ・ 頭部を守るため、着用してください(努力義務)。

詳しいルールについては警察庁ホームページを確認ください



④ 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

- 運転手は、午後4時にはライトを点灯しましょう。
- 夜間、先行車や対向車等が無いときは、原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夜間は昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者や自転車等の発見が遅れる上、速度感覚が鈍り、速度超過になりがちです。昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。
- 歩行者は、明るい服装と反射材を身につけ、自分の存在をアピールしましょう。



年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

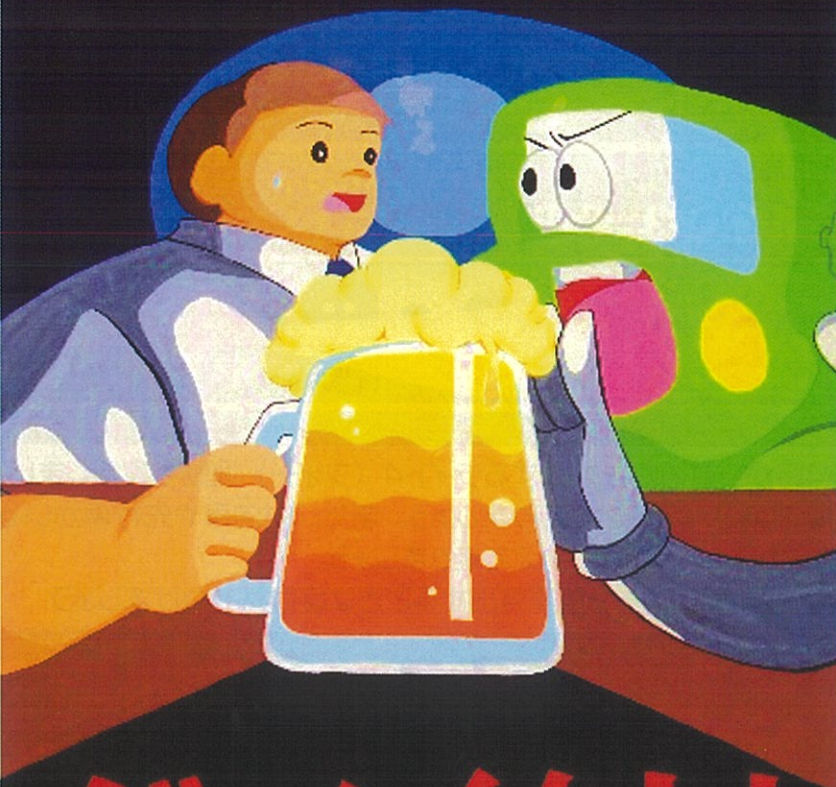
令和5年12月11日(月)～31日(日)



運動の 重点

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

飲酒運転



ダメ絶対

高めよう！とちぎの交通マナー
マナーアップ！
あなたが主役です



主唱：栃木県 栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp>)

令和4年交通事故防止に関するポスターコンクール 入選作品
県立足利工業高等学校 飛田 彩寧さん

飲酒運転 しない 根絶 させない



飲酒運転には厳しい罰則と行政処分が!!

酒酔い運転	酒気帯び運転	車両提供の禁止	酒類提供の禁止	同乗の禁止
罰則 5年以下の懲役 または 100万円の罰金	罰則 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	罰則：酒酔い運転 5万円以下の懲役 または 100万円以下の罰金	罰則：酒酔い運転 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	罰則：酒酔い運転 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
違反点 35点 ↓ 免許取り消し	違反点 25点 (0.25 mg以上) ↓ 免許取り消し 13点 (0.15 mg以上 0.25 mg未満) ↓ 免許停止	罰則：酒気帯び運転 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	罰則：酒気帯び運転 2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金	罰則：酒気帯び運転 2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

ライト4（フォー）運動&原則ハイビーム

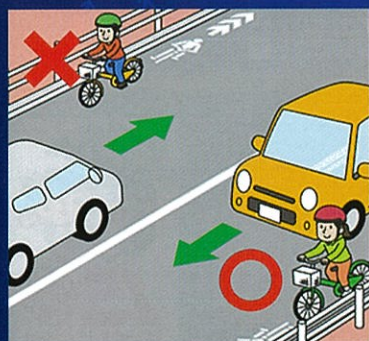


「16時だよ!全員点灯」



- ◎午後4時から前照灯を点灯するライト4（フォー）運動を実践しましょう。
- ◎夜間は原則ハイビームで走りましょう。また、対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走りましょう。
- ◎歩行者や自転車の方も夜間外出するときは反射材をつけましょう

守ろう!!自転車安全利用五則



車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



夜間はライトを点灯



飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用